

執筆者 地域環境保全者@フレームフィールド

**注 内容の正確さは保証しません 適当に取捨選択、追加してください**

## ・景観法と「地域景観」

景観法とは、2004年6月18日に公布された、日本初の景観に関する総合的な法律である。

その目的は、景観法第一章によると、「この法律は、わが国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格ある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする」ものであり、関連法として、建築基準法と都市計画法が存在する。

その内容としては、良好な景観の保全、形成に関する基本理念や住民、事業者、行政の責務を明確化し、実行法としての具体的な行為規制や支援内容が提示されている。

特徴として、対象となる領域の拡大、景観の概念の拡張、景観施策の対象となる地域を拡大、規制措置の強化を行ったこと。また、まちづくりにおける、一歩進んだ住民参加を可能としていることが挙げられる。

景観法の成立の背景には、西暦2000年前後における、全国各地の地位法自治体で、環境美化運動の高まりや、落書きなどの諸問題の多発と、それに伴う、各地域における景観条例の制定。環境破壊、景観破壊に関する紛争、訴訟の頻発。そして、2003年7月に、政府の発表した「観光立国行動計画」の一環として、景観政策が推進されたこと。そしてそれまでの日本の景観行政は、主に各地方自治体の各景観条例によるもので、根拠となる法律もなく、規制力が弱かったことがある。

それらの流れの中で、景観、そして景観法について考察していく上で、地域と景観の関係性。そして、「地域景観」の概念と、その重要性が言及されるようになった。

それは、各地域によって異なる歴史や生活文化、風土というものが存在し、全国一律では「良い景観」についての合意を得ることが困難であるが、各地域内の住民の中でなら、「良い地域景観」について共通理解が得られやすいと期待された為であり、各地方自治体では、景観計画を提起するためには、何がその土地で「良い景観」なのかを議論しなければならず、それぞれの景観意識にもとづいて、質、量において適正な規制をかけることが求められている。

よって、景観法では、全国一律の法的基準で「良い景観」を規定することは行わないが、その代わりに、景観計画を立てる権限を地方自治体（景観行政団体）に移管する、としている。

そして、各景観行政団体は、景観計画の策定と、土地利用の行為規制などのマスタープラン作成。景観重要建造物、景観重要樹木などのランドマークの保全、都市計画と調整しながらの景観地区の指定など、ハード面の充実。そして、景観協議会、景観整備気候、景観協定等の設立、指定など、ソフト面を充実させること求められている。

## ・保全型の景観まちづくり

まちづくりとは、地域社会に存在する資源を基礎として、多様な主体が連携、協力して、身近な居住環境を漸進的に改善し、まちの活力と魅力を高め、「生活の質の向上」を実現するための一連の活動である。その原則としては、公共の福祉の原則、地域性の原則、ボトムアップの原則、場所の文脈の原則、多主体による協働の原則、持続可能性、地域内循環の原則、相互編集の原則、個の啓発と創造性の原則、環境強制の原則がある。

この「まちづくり」と、「景観」とは、相性が良いとされてきた。その理由としては、景観とは目に見えるため、分かりやすく、地域の価値を発見するのに都合が良い、地域の人々が成果を把握しやすく、まちづくり継続の動機付けにつながる、など、まちづくりのプロセスに有効に作用する。景観を改善する為には、多様主体間の価値の共有が必要だが、景観は一般的に多くの異なる主体の意思決定の結果出来上がっている。景観は、推古氏のことが目に見える大きな成果につながり、小さなことから始められる為、参加を促しやすい、などがある。

景観まちづくりとは、既にある良好な景観資源を守っていくことを主眼とする「保全型」と、これからの良好な経過を形成していくことを主眼とする「創造型」がある。景観まちづくりとは、歴史的町並み保存から始まったこともあり、一般には景観まちづくりというと保全型のことがしばしばイメージされる。実際、保全型の場合には、既に良好な景観資源が存在しているため、住民がその価値を共有しやすい。

保全型景観まちづくりの在り方としては、地域の総合的まちづくり戦略のシンボルとして地域固有の歴史景観を位置づけることにより、明確な地域のイメージを確立すること。人的資源を最大限に活かして地域の歴史、文化と対峙する新しい着想を根付かせること、地域の魅力的なライフスタイルを描ききり、歴史的景観を住みやすさの具体的指標として捉えることである。

保全型景観まちづくりを推進することにより、地域力が向上し、地域の価値が見出され、そして、それが住民に共有されている場所は、文化に敏感な居住者や企業惹きつける場所となるだけでなく、観光地として有名になることもある。

## ・「文化的景観」。その特徴、背景、課題。

2004年に成立した「文化財保護法の一部を改正する法律」において、社会の変化に対応した文化財保護の制度の整備を図る為、新たに国民の生活に密接に関係した文化的な所産として文化的景観及び民族芸術が保護対象となった。

文化的景観とは、文化財保護法第2条によれば、地域における人々の生活又は生業及び当該風土により形成された景観地が国民の生活又は生業の理解のために欠くことのできないもの、とされている。

日本における文化的景観の選定における特徴として、景観計画策定、景観計画区域や景観地区の設定などの景観法との連動、その選定は地域に主体性がある、農村水産業に関する景観の重視が挙げられる。

文化的景観が重要視されるようになった背景としては、国際的な観点としては、1992年に世界遺産のなかに文化的景観の概念が導入され、実際、フィリピンのコルディレラ棚田や、湿地景観が登録されたこと。国内での観点としては、一元的な開発に対するアンチテーゼとして、地域と、景観に対する注目が高まり、棚田や里山の保全運動の高まりにより、文化的景観保護の重要性が浮上、新しい制度の確立の必要性が出てきたことがある。

日本における文化的景観に関する制度は、生活、生業を営んでいく中で結果として形成された景観地を保護対象としており、その生業や生活を保護するものではなく、また、比較的緩やかな規制であり、地元主導で運用される制度であるため、地域社会における合意形成と、運営主体の育成が重要であるにも関わらず、棚田、里山をはじめとした文化的景観を有している地域社会の多くは高齢化や過疎化に直面しており、そんな状況下で、文化的景観の意義をどこに求めていくか、いかに担い手を確保していくか、そして、それらを解決する為の既存の地域振興策という、とすれば文化的景観の保護とは対立することになるものとの連動、融合の必要があるということが、文化的景観における、今後の課題である。